

大分県中小企業活性化資金特別融資要綱

平成9年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、規制緩和による大型小売店の進出、労働環境の改善によるコストアップ又は突発的に生じた大規模な経済危機、災害等事象による著しい信用収縮等で売上げの減少を余儀なくされ、又は、親事業者の経営合理化等の影響の増大により経営の合理化、設備の近代化、技術の向上等を行い、積極的に活性化を図る必要のある県内の中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）に対して、資金調達を円滑にすることにより、その経営の安定を図り、もって県内中小企業の振興と発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 大分県中小企業振興資金融資要綱第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (2) 組合 大分県中小企業振興資金融資要綱第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- (3) 特定事業 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業をいう。
- (4) 特例中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する中小企業者等をいう。

(県資金の預託)

第3条 知事は、その指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）にこの要綱に基づく融資（以下「融資」という。）を行わせるため、必要に応じ県の資金（以下「県資金」という。）を預託するものとする。

2 前項の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

(指定金融機関の協調融資)

第4条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより融資枠を設定し、融資を行わなければならない。

(融資対象者)

第5条 一般融資の融資対象者は、中小企業者等であつて、次の第1号から第2号までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第3号から第7号までのいずれにも該当するものであること。

- (1) 売上げの減少に係る要件 最近の経済的環境の変化により、一時的に売上げの減少等業況が悪化し、中長期的には、その業況が回復し発展することが見込まれる者で、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 直近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ又は損失が確実と見込まれること。
 - イ 最近3箇月以上の売上高が、前年同期に比し5パーセント以上減少していること。
 - ウ 直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10パーセント以上減少し又は減少することが確実と見込まれること。
 - エ 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20パーセント以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20パーセント以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）

の引上げが著しく困難であるため、最近3箇月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

(2) その他知事が特に必要と認める要件 前記第1号に掲げる要件のいずれにも該当しない中小企業者等であって、経営の安定のため知事が特に必要と認めた事業を行うものであること。

(3) 県内において、法に基づく保険関係が成立する事業を行っていること。

(4) 許可、認可等を必要とする業種にあっては、当該許可、認可等を受けていること。

(5) 保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。

(6) 手形又は小切手の第1回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり6箇月又は銀行取引停止処分後2箇年を経過していること。

(7) 投機的事業、金融業等、大分県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象外となる事業を行っているものでないこと。

2 経営環境変動対応融資の融資対象者は、原料価格の高騰等の影響を受ける中小企業者等であって、次の第1号及び第2号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、前項第3号から第7号までのいずれにも該当するものであること。

(1) 最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（以下「売上原価率等」）が前年同期に比べ増加しているもの

(2) 原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みのもの

3 危機関連融資の融資対象者は、特例中小企業者であって、第1項第3号から第7号までのいずれにも該当していること。

（融資の対象となる資金）

第6条 一般融資の対象となる資金は、前条第1項第1号及び第2号に規定する者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金とする。

2 経営環境変動対応融資の対象となる資金は、前条第2項第1号及び第2号に規定する者が行う事業に直接必要となる運転資金とする。

3 危機関連融資の対象となる資金は、経営の安定に必要な事業資金とする。（国の危機関連保証制度の対象）

（融資条件等）

第7条 第4条の規定により指定金融機関が行う融資の融資条件等は、別表に定めるとおりとする。

（融資の申込手続）

第8条 融資を受けようとする中小企業者等は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続きを行わなければならない。

（企業診断等の実施）

第9条 知事は、第4条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした中小企業者等の経営内容、事業計画について、調査又は診断を行うことができる。

（保証及び融資の決定）

第10条 保証協会及び指定金融機関は、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとす

る。

(融資事務の処理)

第 11 条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

(企業調査等の実施)

第 12 条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(旧債務の肩替り等の禁止)

第 13 条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資対象者の保証付旧債務以外の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。

(貸付金の一括返還)

第 14 条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の全部又は一部について一括して返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。

(2) 資金の目的外使用があったとき。

(3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は、第 2 条に規定する中小企業者でなくなったとき。

(県資金の返還)

第 15 条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 2 月 16 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 2 月 15 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 3 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 8 月 4 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 11 月 10 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 7 日から施行し、改正後の要綱の規定は平成 21 年 12 月 4 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 改正後のこの要綱は、令和2年8月21日から施行する。
- 2 改正後のこの要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後のこの要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後のこの要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後のこの要綱は、令和6年1月26日から施行する。

附 則

- 1 改正後のこの要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後のこの要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

融資種類	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担保等
一般融資	設備・運転資金	中小企業者・組合 8,000万円	10年以内	融資期間が7年以内の融資 年 1.8% 融資期間が10年以内の融資 年 2.0%	保証協会が中小企業者ごとに定める保証料率とする。ただし、年0.75%を上限とする。	1年以内の据置期間後原則として毎月均等返済	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 担保については、必要に応じて徴求する。
経営環境変動対応融資	運転資金	中小企業者・組合 8,000万円	10年以内	融資期間が5年以内の融資 年 1.5% 融資期間が7年以内の融資 年 1.8% 融資期間が10年以内の融資 年 2.0%	年0.00%	1年以内の据置期間後原則として毎月均等返済	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 担保については、必要に応じて徴求する。
危機関連融資	設備・運転資金	中小企業者・組合 2億 8,000万円	10年以内	別に定める	別に定める	2年以内の据置期間後原則として毎月均等返済	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 担保については、必要に応じて徴求する。

(注) 法第12条の規定に基づく経営安定関連保証の適用を受けた場合の保証料率は、年0.7%とする。

(注) 令和7年3月31日までは、既に貸し付けられている資金について、要綱上の融資期間を延長することができる。ただし3年を上限とする。

(注) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）

第128条の規定に基づく東日本大震災復興緊急保証の適用を受けた場合の保証料率は、年 0.8% とする。

(注) 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(令和6年1月18日付け 20240115 中庁第15号)に規定する信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする場合は、年 0.25% または 年 0.45% を上乗せする。